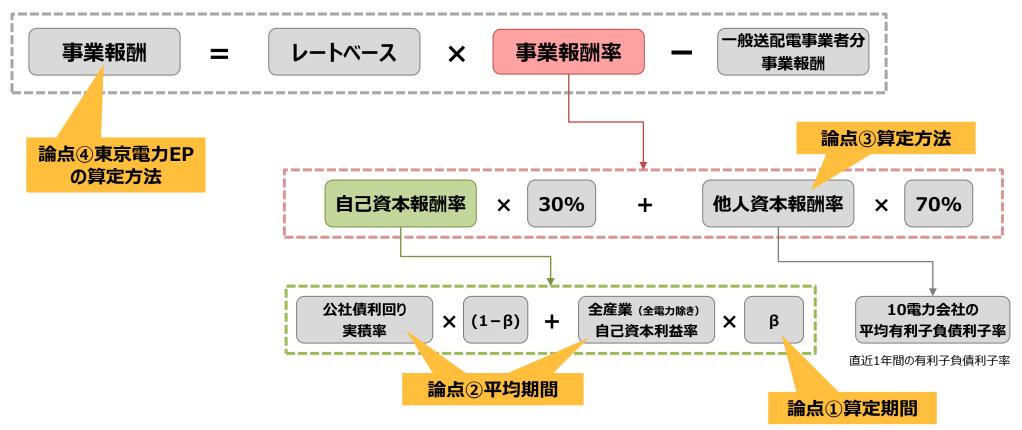
【6-9. 事業報酬】

- 1 レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要 (レートベース・事業報酬)
- ③ 審査における論点 (レートベース)
- ④ 審査における論点 (事業報酬)
- 5 審査の結果

審査における論点(事業報酬)

事業報酬について、①β値の算定期間、②公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間、③他人資本報酬率の算定方法、④東京電力EPの事業報酬の算定方法、が主な論点となる。



公社債:国債、地方債等

β: 事業者の事業経営リスク(市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率)

各事業者の事業報酬率の算定方法及び算定結果

- 各事業者の事業報酬率の算定方法及び算定結果は、以下のとおり。
- 各事業者により、β値の算定期間や、公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間が 異なっている。

	北海道	東北	東京	北陸	中国	四国	沖縄
(A)自己資本報酬率							
(ア)公社債利回り平均値 平均期間 [※]	0.19% 7年 (14-20年度)	0.19% 7年 (14-20年度)	0.19% 7年 (14-20年度)	0.17% 7年 (14-20年度)	<mark>0.08%</mark> 5年 (16-20年度)	0.18% 7年 (14-20年度)	0.18% 7年 (14-20年度)
(イ)全産業自己資本利 益率 平均期間※	9.49% 7年 (14-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)	<mark>9.52%</mark> 5年 (16-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)	9.49% 7年 (14-20年度)
β値 算定期間	82% 11年(11.3.11- 22.12.30)	81% <mark>7年</mark> (14-20年度)	81% <mark>7年</mark> (14-20年)	81% 1 <mark>0年</mark> (12.10-22.10)	76% 5年 (16-20年度)	78% 2年 (19.2-21.2)	79% <mark>7年</mark> (14-20年度)
$(\mathcal{P})\times(1-\beta)+(\mathcal{I})\times\beta$	7.81%	7.72%	7.72%	7.72%	7.26%	7.44%	7.53%
	,	×	30%				
(B)他人資本報酬率	0.66%	0.66%	0.66%	0.66%	0.66%	0.66%	0.65%
		×	70%				
事業報酬率	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%

[※]実際には各年度で「 $(P)\times(1-\beta)+(1)\times\beta$ 」を算定した結果を平均し、自己資本報酬率を算定する。

⁽注) 各事業者とも、端数処理の関係で同じ算定期間でも若干の差異が生じている。

審査における論点①(β値の算定期間)(1)

- β値は、東証株価指数(TOPIX)や日経平均株価などの株価指数の値動きに対し、各事業者の株価がどの程度の相関で動いているかを示す指数である。
- β値は、みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスクを表し、市場全体の株価が1%上昇する際の当該法人の株価の平均上昇率として算定する。
- 過去の値上げ申請(2012~15年)では、各事業者はβ値の算定期間を直近2年程度としてきたが、今回は算定期間をどのようにすべきか。なお、今回、直近2年のβ値は極端に低い水準となっていることに留意が必要。

算定期間とβ値(累積・沖縄を除く電力9社平均)の関係



β値(年度別・単年度・沖縄を除く電力9社平均)

年度	2022年12月	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011
B値	0.45	0.35	0.79	0.79	0.61	0.70	0.84	0.90	0.90	1.09	0.99	0.71

審査における論点①(β値の算定期間)(2)

- β値の算定にあたって、例えば、以下のような方法が考えられるが、いずれの方法が適当か。また、この他に適当な方法はあるか。
 - ① 震災後の料金値上げの査定方針を参考に、直近2年程度とする方法
 - ② レベニューキャップ制度における整理を参考に、**直近5年程度としつつ、極端に低い(高い)** 等の異常値を除く方法
 - ③ 電気事業を取り巻く環境が大きく変化するきっかけとなった東日本大震災以降の一定の長期間を採録するという考え方を基に、例えば、**直近10年程度等、算定期間を長くする方法**
- なお、異常値を除く方法を用いる場合、恣意性が含まれるおそれがあることにも留意が必要である。

【参考】レベニューキャップ制度における算出方法(出典:2021年11月 託送料金制度(レベニューキャップ制度)中間とりまとめ 詳細参考資料) 分社化に伴い、一般送配電事業者は非上場会社となっておりβ値が存在しない。 β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間(2006.3.11~2011.3.11)における親会社のβ値を用いる。

審査における論点①(β値の算定期間)(3)

【金融アナリストの見方】

- この5年くらいで電力株への投資家の関心が低下してきていたが、2020年頃からカーボンニュートラル、ESGが重視される中、投資家にとって事業の予見性が下がり、さらに関心が低下。
- 直近2年間のβ値が低いのは、電力株の人気が下がり、アクティブに売買されなくなったことが要因。
- 電気事業のリスクは上がっているにもかかわらず、直近のβ値が低下している。
- 事業が安定的な時期のみでβ値を算出するよりも、震災後に事業の見通しができなかった時期の β値も含める方が参考になると思う。恣意性の排除という観点でも、直近を外すのではなく、震災 後でなるべく長くとる方が良いのではないか。
- 直近2年間を除くよりは、2010年代前半から長く取る方が良いのではないか。2010年代前半から長く取ることで、配当リスクがあるとき(2010年代前半)、配当リスクが無いとき(2010年代後半)の両方を含めることができる。

ヒアリング実施先・実施日

- 大和証券株式会社 西川周作氏(2022年12月16日)
- ・ みずほ証券株式会社 新家法昌氏(2022年12月21日)

審査における論点① (β値の算定期間) (4)

● 第32回会合では、委員から、「震災以降で長く期間を取るのが適切」「10年程度がよいのではないか」との御意見をいただいた。

【圓尾委員】

まずβ値からお話ししようと思います。26ページに3つ出ていますが、私は③だと思います。過去2回、震災後はβ値をサンプリングするのに2年を取っていました。けれども、これは震災前と後で電力株の挙動があまりにも違うということで、震災前を参考にするのは不適切だということで、まだ年数が十分たっていなかったために、2年しか取れなかったということです。この「2年」に今以降こだわる必要はないと思います。

それから、レベニューキャップのときも議論しましたけれども、我々が証券分析をやる中で、5年間をサンプリングするのがβ値についてはよく使われる期間です。しかし、何か学術的に意味があるかというと実は全くなくて、慣例的に5年ぐらい取ればその企業の挙動を見るのに十分ではないかということで、慣習としてやっているにすぎないわけです。今回は、説明いただいたとおり、特に直近2年間が非常に問題になっていまして、皆さんお感じのとおり、電気事業の事業リスクは非常に上昇している一方で、本来であればそれに伴って上昇すべきβがむしろ逆に下がってしまっている。これは現役のアナリストにもヒアリングしましたが、このギャップは非常に違和感があると述べています。ギャップの理由は、電力株が本当に魅力がなくなって、要は売りも買いもされない状況になったので、株価が変動していないからなのです。ですから、この期間を除くのも一つの考え方ですが、恣意的に期間をいじるのもよくないと思いますので、企業の調子のいいときも悪いときも、いろいろな経営状況を1サイクル以上含む期間をもって、β値を考えるのが最適だろうと思います。そうすると、震災以降、長く期間を取ってβ値を計算するのがまずは適切かなと思っています。

【梶川委員】

このβ値の長さというのは、これは市場の状況とか、企業の、特に個別のビジネス構造とか、いろいろな問題はあるとは思うんですが、会計なんかのより個別に確からしさというお話より、この料金査定というのは分かりやすさというのがすごく重要になると思いますし、今回ある意味では何社か上がってきたという中で、やっぱりそういう意味では少し統一性のある、個別の事情もある意味では上回る統一性のある形というと、やっぱり長い期間の中でいろいろな状況が平均的に反映するということになるのではないかというふうに思います。

【松村委員】

β値に関しては、長い期間を取るというのは自然だと思います。それで、今までは、このβ値に限らず、震災で大きな構造変化があったということを踏まえて、震災後でできるだけ長い期間とかという、そういう考え方をしたことがあったと思います。しかし、例えばβ値とかというのは、本当に長ければ長いほどいいのか。ほかのものもそうなんですけど、例えば極端なことを言えば、震災のようなことがなかったとしたら、1960年代とか1970年代とかというもののデータを使って計算するのが正しいのか、あるいはもっと直近のものが正しいのかというと、この手の議論をしたときには、本当は10年ぐらい取れるのが望ましいのだけれど、震災の前は構造が大きく変わったから、だから震災のところで打止めにするとかという、そういうような発想というのがあったかと思います。そういうことを考えれば、直近で取れるものから10年程度と決めてしまうということをすれば、もう震災から10年以上たっているので、今後は「震災以降」とかそういう言い方をしなくても、かっちりしたルールというのが定められるような気もしますので、できるだけ長くというか、できるだけ近いところから10年とかというようなことに決めるというのは一つの考え方だと思います。10年だと長過ぎるということでもっと短くするということもあり得るとは思いますが、私は10年程度というのがいろいろな意味でも、仮に異常値が入ったとしても変なことにならないということを考える点からしてもよいのではないかと思います。

審査における論点① (β値の算定期間) (5)

- β値の算定期間について、直近10年間とした場合、「直近」の起点をいつにするかが論点となる。
- 過去の料金値上げの審査では、β値について、長期の採録期間を確保出来ず、「直近」の起点をいつにするかが大きく影響する状況であったことから、恣意性を排除するため、「査定方針案の取りまとめ日まで」の2年間が算定期間とされた。
- 一方、今回の値上げ申請は、β値の算定期間を「直近10年間」とした場合、長期の採録期間を 確保することが可能であり、「直近」の起点をいつにするかがβ値に与える影響は限定的である。
- そのため、今回値上げ申請については、明瞭性を重視し、各事業者の申請日の前月末を起点とした「直近10年間」を算定期間とすることとしてはどうか。

【参考1】過去の料金値上げにおける査定方針(2014年/中部電力)(抜粋)

- <u>関西電力、九州電力、東北電力、四国電力及び北海道電力の料金値上げ審査における査定方針においては、</u>β値の採録期間を申請の際に用いた 震災後から値上げ検討表明日(決算発表日)までとすることや、東京 電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策 として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年 程度の一定の長期間を採るべきことから、<u>平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当</u>であるとしたところである。
- (中部電力の料金値上げ審査における査定方針においては、)「β値については、採録期間を1年未満とした場合のβ値は大きく変動しており、また、震災以降半年程度のβ値は高騰しているが、以降は比較的安定していること、震災の前後でβ値は大きく異なることから、査定方針案のとりまとめ日までの直近2年間とすることが妥当である。

【参考2】β値の算定期間の起点の違いが事業報酬率に与える影響(試算値)

β値の算定期間	β値	事業報酬率
2022年10月末までの10年間	80.81%	2.75%
2022年11月末までの10年間	80.07%	2.73%
2022年12月末までの10年間	79.76%	2.72%

審査における論点②(公社債利回り及び全産業自己資本利益率)(1)

- 料金審査要領上、自己資本報酬率は、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定することと定められている。
- 公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間について、今回の料金改定申請では、 中国電力が5年間を採用しているが、他の事業者は7年間を採用している。
- 過去の値上げ申請(2012~15年)では、旧料金審査要領(2012年改定以前)の規定 を参照し、7年間を採用していたが、今回も7年間とすることが適切か。

【参考】供給約款料金審查要領(平成12年/旧料金審查要領)(抜粋)

第2節事業報酬

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

ここにおいて、「すべての事業者を除く全産業の自己資本利益率を上限とし、公社債の応募利回り等を下限として適正に算定した率」は、公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が一般電気事業者の経営状況を判断するに適当な年限の平均値を用いるものとする。その適当な年限については、**近年の金利状況等に鑑み、当面は7年間とする。**

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領(現行/料金審査要領)(抜粋)

第3節事業報酬

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適当な期間の平均値を用いるものとする。 自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率(以下この2. において「全産業自己資本利益率」という。)を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率(以下「公社債利回り実績率」という。)を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適当な期間の値を平均した値とする(全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。)。

自己資本報酬率 = (1-β) ×公社債利回り実績率+β×全産業自己資本利益率

審査における論点②(公社債利回り及び全産業自己資本利益率)(2)

- 旧料金審査要領(2012年改定以前)の規定では、自己資本利益率及び公社債利回りについて、一般電気事業者の経営状況を判断するのに適当な年限の平均値を用いるものとされ、その適当な年限については、近年の金利状況等に鑑み、当面は7年間とすると定められている。
- この7年間という年限は、1995年の電気事業審議会料金制度部会中間報告における提言を 踏まえ、正常な経済条件の下での適正な利潤を設定する観点から、1998年に設定されたもの である。
- これを受け、中国電力を除く各事業者は、過去の値上げ申請の算定方法を参照し、2014年度から2020年度(直近)の7年間と設定している(申請時点では、2021年度のデータが掲載される「産業別財務データハンドブック」は未発刊)。
- 一方、中国電力は、小売全面自由化以降の5年間と設定(2016~20年度)している。今回、 発販一体での値上げ申請であることから、小売全面自由化前後で、発販一体で見た事業リスク に大きな変動はないと考えられるが、この5年間との設定について、どのように考えるか。

【参考】電気事業審議会料金制度部会中間報告(平成7年7月24日)

⑤事業報酬率(抜粋)

事業報酬は、電気事業者が引き続き見込まれる電力需要の増加に対応して、安定供給の確保に必要な「設備投資資金の調達コスト」を賄うものであり、 長期投資による固定資本比率が高い業種の一つである電気事業においては、事業の遂行に必要な費用として今後とも確保する必要がある。

事業報酬率算定の基礎となる事業報酬率については、その趣旨に鑑み金利等の経済状況の変化を適切に反映させる必要があるが、我が国電気事業において長期借入金比率が高いこと、我が国の現在の金利水準が歴史的にみても低いこと、及び自己資本比率が低い我が国電気事業者の財務体質の脆弱化を招かないこと等を総合的に勘案して設定すべきである。

審査における論点③(他人資本報酬率)(1)

- <u>他人資本報酬率</u>は、料金算定規則に基づき、全てのみなし小売電気事業者たる法人(当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む)の有利子負債利子率を、加重平均して算定する。また、料金審査要領上、「直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率を用いる」こととされている。
- 「みなし小売電気事業者たる法人」の有利子負債利子率を算定する際、発販一体の事業者については、親会社単体の数値を用いることが適切と考えられる。
- 一方、発販分離の事業者について、①連結、②連結にJERA※を加えたもの(連結+JERA)、③親会社単体(ホールディング)のいずれの数値を用いるべきか。

※株式会社JERAは、東京電力ホールディングス及び中部電力の持分法適用会社。

他人資本報酬率の算定結果(事務局による試算値)

発販分離の事業者の取り扱い	他人資本報酬率
①連結	0.63%(10社平均)
②連結+JERA	0.62%(11社平均)
③親会社単体(ホールディング)	0.66%(10社平均)

グループ会社における主な事業内容

市坐本	主な事	7.47 小主命左車業来もステー	
事業者	親会社	子会社	みなし小売電気事業者たる法人
北海道・東北・北陸・関西・中国・四国・九州	発電·小売	送配電、その他	各親会社
東京	HD·原子力発電	発電、小売、送配電、その他	子会社(東京電力エナジーパートナー)
中部	HD·原子力発電	発電、小売、送配電、その他	子会社(中部電力ミライズ)
沖縄	発電・小売・送配電	その他	親会社

審査における論点③(他人資本報酬率)(2)

● 他人資本報酬率を算定する際、①連結、②連結+JERA、③親会社単体(ホールディング) のそれぞれの数値を用いた場合のメリット・デメリットは、以下のとおり。

	1)	連結	② ;	車結+JERA	3	親会社単体(ホールディング)
料金算定規則 との整合性	0	みなし小売たる法人が対象に含まれ るため、 料金算定規則に合致 。	A	料金算定規則に合致しない可能性。	A	みなし小売たる法人が対象外となり、 料金算定規則に合致しない可能性 。
発販一体会社 との整合性	0	販売部門を含めた連結数値を用いる ことで、 発販一体会社と整合 。	0	発電部門を含めることで、発販一体 会社と更に整合。	•	発販分離会社の親会社は、ホール ディング機能が主であり、 発販一体 会社と整合しない可能性 。
グループ全体の 資金調達コスト の反映	0	みなし小売を含むグループ全体の 資金調達コストを反映可能。	0	同左	0	親会社はグループ全体の資金調達を 担うため、みなし小売を含むグループ 全体の資金調達コストを反映可能。
企業外部からの 資金調達コスト の算定	0	グループ会社間の借入を含まない、 企業外部からの純粋な借入のみを 反映可能 。	0	同左	•	子会社からの借入利子率が混入 (ただし、親会社が子会社から借り 入れるケースは限定的)。
電気事業に係る 資金調達コスト の算定	^	送配電事業の他、不動産事業等の 電気事業以外の事業に係る他人 資本調達コストが混入。	^	同左	0	送配電事業の他、不動産事業等の 電気事業以外の事業に係る他人 資本調達コストを排除可能。

審査における論点③(他人資本報酬率)(3)

- 第32回会合では、「全てのみなし小売電気事業者たる法人」の有利子負債利子率を算定する際、発販分離の事業者については、連結にJERAを加えた数値(連結+JERA)を用いるべきとのご意見をいただいた。
- 発電部門も含めた電気事業に係る資金調達コストの算定にあたり、JERAの有利子負債利子率を含めることが合理的と考えられるが、他人資本報酬率の算定に係る省令(料金算定規則)の解釈が論点となる。

第32回料金制度専門会合における委員からの御意見

【圓尾委員】

他人資本報酬率に関しては、これはやはり電気事業のリスクが支払利息として表現されるのを幅広く平均的に捉える必要があると思いますので、(中略)連結にJERAを加えたもの、つまり発電・ネットワーク・小売トータルのアセットを調達するための他人資本が今現状どうなっているかを使うのが適切ではないかと思っています。

【北本委員】

他人資本報酬率算定に当たりJERAについては、連結+JERAの数字を織り込んだ11社平均がよいと考えます。

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則) (抜粋) (事業報酬の算定)

第四条

- 5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。
- ー 自己資本報酬率 <u>全てのみなし小売電気事業者たる法人(当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。)</u>を除く全産業の自己 資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益 率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率
- 二 他人資本報酬率 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領(料金審査要領)(抜粋)

第3節 事業報酬

2.報酬率

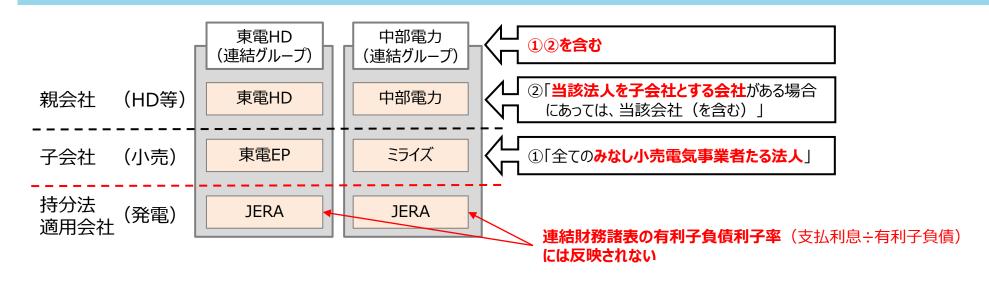
算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(2) 他人資本報酬率

当面は直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率を用いるものとする。

審査における論点③(他人資本報酬率)(4)

- <u>他人資本報酬率</u>は、<u>料金算定規則で、「①全てのみなし小売電気事業者たる法人(②当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む)</u>」の有利子負債利子率を加重平均して算定することとされており、発販分離会社では以下の解釈が可能と考えられる。
 - ① 「全てのみなし小売電気事業者たる法人」: 東電EP、中部電力ミライズ
 - ②「当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社(を含む)」: 東電HD、中部電力
- 上記①②を踏まえ、**連結の有利子負債利子率を用いることは可能**と考えられる。一方、持分法 適用会社であるJERAについては、上記①②に含むと解釈することは困難と考えられる。
- そのため、「連結+JERA」が適当ではあるものの、料金算定規則を踏まえて、連結の有利子 負債利子率を用いることとしてはどうか。なお、他人資本報酬率について、連結を用いて算定した 場合は0.63%である一方、「連結+JERA」を用いた場合は0.62%であり、大きな乖離は無い。



審査における論点④ (東京電力EPの事業報酬の算定方法)(1)

- 東京電力EPは、「①電気事業全体の事業報酬」について、グループ全体 のレートベースに事業報酬率を乗じて算定している。
- 一方、第37回会合で、委員から「JERAのアセットを厳密でなくても足すことが本来は必要」との 御意見をいただいた。
- 委員からの御意見を踏まえ、JERAの資産もレートベースに含めることとし、具体的なレートベースの 算定方法を検討する必要がある。

【参考】事業報酬の算定式

(①電気事業全体の事業報酬 - ②送配電事業の事業報酬)×③発電小売事業に占める小売事業の割合

第37回料金制度専門会合における委員からの御意見

【圓尾委員】

数字としては、仕上がりに対して小さなインパクトなのかもしれませんけれども、東電EPの事業報酬の計算の仕方はすごい違和感がありまして、何かというと、事業報酬率2.8%をPG、ホールディングス、RP、EPの合計に対して使っているのが、ずれていると思います。つまり、他電力みんなそうですけれども、発電のアセットも含めたトータルのビジネスに対しての事業リスクを勘案したら2.8%になっていたということで、ネットワークに関しては1.9%。リスクが低いから1.9%なわけですけれども、発電ビジネスは非常にリスクがそれに比べて高いから、2.8%よりもずっと高い報酬率が適当であって、その加重平均として2.8になっていると思います。ところが、JERAが入ってないので。一方で、株式市場で東京電力や中部電力の株価を投資家が売り買いするときは、当然JERAの収益性とかJERAのリスクも考えて、込みにして彼らは行動をとっているわけなので、そこはやはりずれているのです。

ですから、算定規則がそうだからと言われたらしようがないのかなとは思いますけれども、本来はJERAのレートベースに相当するところを、例えば中部と東京と50・50でもいいです、按分でも入れることを本来はすべきで、そうするとEPの事業報酬額はぐっと下がってくるはずだと思うのです。この東電が出している旧一体会社の合計額見れば一目瞭然ですけれども、PGがかなりのウエートを占めていて、そこの事業報酬率が1.9。それ以外のところとの加重平均の2.8ですから、それはEPのところが大きく数字が上がってしまうのはしようがないと思います。

一方、EPの7,000億ぐらいのアセットに単純に2.8掛ければどうかというと、2.8はネットワークの低い事業リスクの分も織り込んだことになっているので、EPからすると損することになってしまうでしょうし、ここは非常に難しいのですけれども、本来はJERAのアセットを厳密でなくてもいいから足して、もう少し仕上がりを適正化していくことが本来は必要なんじゃないのかなと思いました。

審査における論点④(東京電力EPの事業報酬の算定方法)(2)

- レートベースには、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備のみを織り込む必要がある。ただし、 JERAについては、東京電力HDの支配が及ぶ連結子会社ではなく、資産を精査してレートベース に織り込むことは現実的に困難であると考えられる。
- そこで、JERAについては、<u>有価証券報告書に記載されている粒度で、レートベースに相当する</u> 資産に、東京電力HDの持ち分である50%を乗じたものを織り込むこととしてはどうか。
- この場合、本来はレートベースから除外すべき資産が、事業報酬の算定過程に含まれる可能性があるものの、JERAの資産を最大限織り込むことで、発電小売事業に占める東京電力EPの割合が低下し、東京電力EPの事業報酬額を保守的に見積もることが可能になると考えられる。
- なお、JERAの有価証券報告書は、監査法人による監査を受けており、資産の実在性など、一定の信頼性は確保されているものと考えられる。

審査における論点④(東京電力EPの事業報酬の算定方法)(3)

● JERAを含めた算定方法のイメージは以下のとおり。

JERA (有価証券報告書数値×50%) を含めた場合

							(億円)		
		合計	送配電		発電等		小売		JERA*
			PG	HD	RP	JERA	EP		(有報ベース)
	特定固定資産	62,741	47,880	5,684	3,871	5,054	253		10,109
	建設中資産	6,313	1,479	4,341	152	120	220		240
 -	使用済燃料再処理 関連加工仮勘定	3,536	0	3,536	0	0	50%		(
- トベ-	核燃料資産	5,719	0	5,719	О	0	0		(
\	特定投資	2,088	0	2,088	О	0	0		(
	運転資本	9,079	1,109	▲ 122	▲ 98	1,562	6,628		3,124
	合計額	89,477	50,467		31,908		7,101		13,472
事業	報酬率	2.8%	1.9%						
事業報酬		2,505	959		1,5	46			
		③レ-	-トベース(の比率で接	分				
事業	報酬 (EP)	2,505	959		1,265		282		
								•	

【参考】申請ベース(JERA除き)

				(億円)					
合計	送配電	発電	等	小売					
ып	PG	HD	RP	EP					
57,687	47,880	5,684	3,871	253					
6,193	1,479	4,341	152	220					
3,536	0	3,536	0	0					
5,719	0	5,719	5,719 0						
2,088	0	2,088	0	0					
7,517	1,109	▲ 122	▲ 98	6,628					
82,741	50,467	38,0	628	7,101					
2.8%	1.9%								
2,317	959								
_	959	1,0	1,059						

審査における論点④(東京電力EPの事業報酬の算定方法)(4)

- 今回の料金改定申請で、東京電力は、グループ全体でレートベースの自主カットを織り込んでいる。一方、これに伴って、レートベースに占める東京電力EPの割合が増加し、結果的に、東京電力EPの事業報酬が増加している。
- そのため、**自主カットに伴って、東京電力EPの事業報酬が増加するというパラドックス**を防ぐため、 適切な事業報酬の算定方法を検討する必要がある。

									(億円)							(億円)
						自主か	ット後						自主か	ット前		
				(ì	PG 送配電)	HD (発電等)	RP (発電)	JERA (発電)	EP (小売)			PG (送配電)	HD (発電等)	RP (発電)	JERA (発電)	EP (小売)
	特定固定資産	6	62,741		47,880	5,684	3,871	5,054	253		68,850	47,880	11,679	3,871	5,054	367
	建設中資産		6,313		1,479	4,341	152	120	220		6,527	1,479	4,553	155	120	221
 -	使用済燃料再処理 関連加工仮勘定		3,536		0	3,536	0	0	0		3,536	0	3,536	0	0	O
トベ	核燃料資産		5,719	_	0	5,719	О	0	o	4	6,110	0	6,110	О	0	О
	特定投資	L)	2,088	(2	0	2,088	0	0	0		2,088	0	2,088	0	0	0
	運転資本		9,079		1,109	▲ 122	▲ 98	1,562	6,628		9,079	1,109	▲ 122	▲ 98	1,562	6,628
	合計額	8	89,477		50,467	7,101					96,191	50,467	38,509			7,215
事業	報酬率	,	2.8%		1.9%						2.8%	1.9%				
事業	幸 尼西州		2,505		959		1,5	46			2,693	959		1,7	34	
									③レートハ	一スの比率	で按分	•				
事業	達尼斯(EP)					xxx 282								XXX		274
												'			<u>'</u>	

審査における論点④ (東京電力EPの事業報酬の算定方法)(5)

- 事業報酬の算定式は下記のとおりであるところ、「③発電小売事業に占める小売事業の割合」は、料金算定規則において、「事業者及び特別関係事業者(発電事業者であるものに限る。)のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合」とされており、レートベースの額以外の指標を用いることは困難とも考えられる。
- 上記を踏まえつつ、パラドックスを解消するため、当該規定における発電事業者のレートベースの額については、自主カット前のレートベースの額を用いると解釈することとしてはどうか。

【参考】事業報酬の算定式

(①電気事業全体の事業報酬 - ②送配電事業の事業報酬)×③発電小売事業に占める小売事業の割合

【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)(抜粋)

(事業報酬の算定)

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定(中略)しなければならない。

- 2 (略)
- 3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割(小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。)があった場合における<u>電気事業報酬の額は</u>、別表第一第一表により分類し、<u>第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額</u>(事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。)がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額)を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 一·二(略)
- **三** 事業者及び特別関係事業者(発電事業者であるものに限る。)のレートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合

審査における論点④(東京電力EPの事業報酬の算定方法)(6)

● 自主カット前のレートベースの額を用いた按分方法のイメージは以下のとおり。

×1.9%

発電: 小売= 38,509: 7,101

【参考】HD·RPについて、自主カット後数値を用いた場合 HD・RPについて、自主カット前数値を用いた場合 (億円) (億円) 送配電 発電等 小売 送配電 発電等 小売 合計 合計 PG HD RP **JERA EP** PG HD RP **JERA** EP 47,880 62,741 特定固定資産 68,737 47,880 11,679 3,871 5,054 253 5,684 3,871 5,054 253 建設中資産 220 6,313 1,479 6,527 1,479 4,553 220 155 120 4,341 152 120 使用済燃料再処理 3,536 0 3,536 3,536 0 3,536 関連加工仮勘定 \vdash 5,719 ベ 0 核燃料資産 6,110 6,110 5,719 **(2)** Ż 2,088 2,088 2,088 2,088 特定投資 0 0 運転資本 9,079 1,109 9,079 1,109 **▲** 98 1,562 6,628 **▲** 122 1,562 6,628 **▲** 122 **▲** 98 89,477 50,467 合計額 96,077 38,509 50,467 7,101 31,908 7,101 2.8% 1.9% 2.8% 1.9% 事業報酬率 2,690 959 959 2,505 事業報酬 1,731 1,546 ③自主カット後のレートベースの比率で按分 ③自主カット前のレートベースの比率で按分 事業報酬 (按分後) 2,690 959 2,505 959 1,462 270 1,265 282 算出イメージ 2.8% 2.8% 372 383 71 199 199 1.9% 1.9% 1.078 893 7,101 7,101 959 959 38,509×2.8% 31,908×2,8% ×2.8% ×2.8% 50,467 50,467

×1.9%

発電:小売=31,908:7,101

498

【6-9. 事業報酬】

- 1 レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要 (レートベース・事業報酬)
- ③ 審査における論点 (レートベース)
- 4 審査における論点 (事業報酬)
- ⑤ 審査の結果

審査の結果(レートベース)

● レートベースを審査した結果、「6-8.設備投資(減価償却費・固定資産除却費)」に記載した特別監査の結果に加えて、以下の点についても査定する。

【東北電力】

● 料金審査要領に基づき、石炭資源開発(株)からの配当相当額を査定する。

審査の結果(事業報酬)

 前ページのとおり査定したレートベースに、以下の前提に基づく事業報酬率を乗ずることで、事業 報酬を算定することとする。ただし、新たに算定した事業報酬が、事業者の申請値を上回る場合、 超過分は認めない。

① β値の算定期間

- 各事業者の申請日の前月末を起点とした「直近10年間」を算定期間とする。
- ② 公社債利回り及び全産業自己資本利益率の平均期間
 - **2015~21年度の「直近7年」**を平均期間とする。(※2021年度のデータが発刊されたことに伴って最新化)
- ③ 他人資本報酬率の算定方法
 - **発販分離の事業者**については、**連結の有利子負債利子率**を用いることとする。(発販一体の事業者については親会社単体の数値を用いる。)

④ 東京電力EPの事業報酬の算定方法

- 東京電力EPの事業報酬の算定において、JERAについては、有価証券報告書に記載されている粒度で、レートベースに相当する資産に、東京電力HDの持ち分である50%を乗じた ものを織り込む。
- 電気事業全体から送配電事業分を控除した事業報酬の額に対し、発電小売事業に占める 小売事業の割合を乗じる際、当該割合については、**発電事業者の自主カット前のレート** ベースの額を用いることとする。

- 1. はじめに
- 2. 特定小売供給約款料金 (規制料金) の位置づけ
- 3. 規制料金の改定申請の概要
- 4. 規制料金の審査の概要
- 5. 査定方針案の概要

6. 査定方針案の各論

- 6-1. 需要想定·供給力
- 6-2. 経営効率化
- 6-3. 燃料費
- 6-4. 購入·販売電力料
- 6-5. 原子カバックエンド費用
- 6-6. 人員計画・人件費
- 6-7. 修繕費
- 6-8. 設備投資(減価償却費·固定資産除却費)
- 6-9. 事業報酬

6-10. その他経費

- 6-11. 公租公課
- 6-12. 控除収益
- 6-13. 費用の配賦
- 6-14. レートメーク・約款

7. 参考資料

【6-10. その他経費】

①その他経費の概要

- 2廃棄物処理費
- 3消耗品費
- 4補償費
- 5賃借料
- 6委託費
- 7損害保険料
- 8原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- 9原賠・廃炉等支援機構一般負担金
- 10普及開発関係費
- 11養成費
- 12研究費
- 13 諸費
- 14貸倒損
- 15共有設備費等分担額、同(貸方)
- 16建設分担関連費振替額(貸方)
- 17 附带事業営業費用分担関連費振替額(貸方)
- 18原子力廃止関連仮勘定償却費
- 19電力費振替勘定(貸方)
- 20社債発行費
- ②1審査における論点
- ②審査の結果

その他経費の概要①

- その他経費は、廃棄物処理費や消耗品費などの費目をまとめた総称である。
- その他経費に該当する費目とその概要は以下のとおり。

費目名	説 明
廃棄物処理費	火力発電や原子力発電等によって発生する廃棄物の処理にかかる費用。火力では灰処理費、排水処理 費、排煙処理費等があり、原子力では放射性廃棄物処理費等が該当。
消耗品費	発電用機器の潤滑油脂費、被服費、図書費、光熱費・水道料、車両の燃料費等。
補償費	契約、協定、覚書等による補償義務に基づいて定期的又は臨時的に支払う費用等。主なものは、汚染負荷量賦課金、損害賠償費用。
賃借料	事務所建物等の賃料である借地借家料、土地の使用料、その他車輌や事務機器等のリース料(機械賃借料、雑賃借料)等。
委託費	設備の運転又は点検、警備、業務のシステム化、口座振替関連等を他に委託する費用。
損害保険料	原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料、原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料、火災保険等の損害保険契約等に基づいて支払う保険料。
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律に 基づく負担金。
原賠·廃炉等支援機構 一般負担金	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく負担金。
普及開発関係費	広報活動、新規需要開発、電気使用合理化等に要する費用。テレビ・ラジオ放送費、PR館や展示館等の運営費、発電所見学会開催費、お客様周知用チラシ(料金改定等)やパンフレット印刷費等。

その他経費の概要②

費目名	説 明
養成費	電気技術の能力向上を目的とする研修費や社員の基礎的能力の向上を目的とする研修費等。
研究費	自社研究所の費用、委託研究の費用、共同研究のための分担金、その他研究のために要する 費用。
諸費	通信運搬費、旅費、寄付金(反対給付を期待しないで任意に支出した金額)、団体費(諸会費及び事業団体費等)、雑費(会議費や諸会費、事業団体費、諸手数料、公共施設等分担金等)、雑損(貯蔵品の棚卸損や評価損等)。
貸倒損	電灯電力等の収入で回収できない費用。
共有設備費等分担額 ・同(貸方)	共有設備の維持、運転等の管理を分担する費用。
建設分担関連費振替額 (貸方)	電気事業及び附帯事業の建設に間接に関連した費用(人件費、旅費等)の建設仮勘定への振替額。
附帯事業営業費用分担関連費 振替額(貸方)	附帯事業の営業に間接に関連した費用(人件費、修繕費、減価償却費等)の振替額。
原子力廃止関連仮勘定償却費	原子力廃止関連仮勘定(廃炉した原子力発電設備の帳簿価額等)の償却費用(10年間 均等償却)。
電力費振替勘定(貸方)	建設工事や附帯事業のために自家消費した電気を一括控除。
社債発行費	金融機関及び証券会社の取扱手数料等。

関係法令における規定①(その他経費)

- その他経費については、料金算定規則において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、普及開発関係費・寄付金・団体費・研究費等の原価への算入の 考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(料金算定規則)

(認可料金の原価等の算定)

第二条 改正法附則第十八条第一項の規定により定めようとする、又は変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定しようとするみなし小売電気事業者(以下「事業者」という。)は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期間」という。)を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定しなければならない。

(営業費の算定)

第三条

- 2 三 使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、**消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、原子**カ損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費、貸倒損、固定資産除却費、
 原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)、原子力廃止関連仮勘定償却費、開発費、開発費(関却、電力費
 振替勘定(貸方)、株式交付費及び社債発行費 実績値及び供給計画等を基に算定した額
 - 九 建設分担関連費振替額(貸方)及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方) 実績値及び供給計画等を基に算定した額

関係法令における規定②(その他経費)

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領(料金審査要領)

第1節 基本的考え方

- 1. 電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、**普及開発関係費(公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。)、寄付金及び団体費 は原価への算入を認めない**。ただし、合理的な理由がある場合には、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの(交際費、政治献金、書画骨董等)については、原価への算入を認めない。
- 3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、削減を求めることが困難であるものを除き、 これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の事業者の効率化努力との比較を行いつつ査定を行う。
- 4. 申請事業者の関係会社との取引に係る費用のうち、一般管理費等については、削減を求めることが困難であるものを除き、出資比率等を勘案し、申請事業者に求める 効率化努力の水準と比較しつつ査定を行う。
- 5. <u>従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの(相談役及び顧問等)に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設(社宅・寮等であって、電気</u>事業を遂行するために必要と認められるものを除く。)に係る費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮し、<u>原価への算入を認め</u>ない。

第2節 営業費

- 5. <u>一般経費(委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等)</u>については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を原価に反映させる。
- (1) **社宅・寮等の賃借料**については、入居率が総務省統計局の「住宅・土地統計調査空き家率の算出」等の統計資料を指標としてこれを下回る部分や周辺物件の平均的賃料水準等を勘案し査定を行う。ただし、発電所や変電所の近隣にある社宅・寮等に係る賃借料については、合理的な理由がある場合には、これにかかわらず原価への算入を認める。
- (2) **普及開発関係費**については、インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供について、厳に必要なもののみ原価に算入することを認める。ただし、公益的な目的から行う情報提供であっても、販売促進としての側面が強いものに係る費用やイメージ広告に類似するものに係る費用については、原価への算入を認めない。オール電化関連の費用については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。PR館等の費用については、販売促進に係る応分の費用については、原価への算入を認めない。ただし、原価への算入を認めないとする費用であっても、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
- (3) **寄付金**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、**原価への算入を認めない**。ただし、合理的な理由がある場合には、当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
- (4) **団体費**については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価への算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、 当該費用の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。
- (5) 研究費における一括分担金のように、事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が 行えない場合には、原価への算入を認めない。

各事業者の申請概要(その他経費)【全体】

● その他経費に関する各事業者の申請概要は以下のとおり。

(単位:百万円)

																			(単位:日万円)		
		北海道電力			東北電力		<u> </u>	東京電力EF	•		北陸電力			中国電力			四国電力			沖縄電力	
	申請	前回 (2013)	差引	申請	前回 (2013)	差引	申請	前回 (2012)	差引	申請	前回 (2008)	差引	申請	前回 (2008)	差引	申請	前回 (2013)	差引	申請	前回 (2008)	差引
廃棄物処理費	7,798	7,261	537	14,964	11,901	3,063	-	14,428	▲ 14,428	7,771	6,393	1,378	13,722	9,701	4,022	6,367	5,955	412	2,422	1,537	885
消耗品費	1,071	1,728	▲ 657	2,657	2,681	▲ 24	972	12,791	▲ 11,819	2,604	1,148	1,457	2,208	1,852	356	1,859	1,752	107	351	447	▲ 96
補償費	1,071	1,701	▲ 630	506	788	▲ 282	9	3,420	▲ 3,411	757	841	▲ 84	879	1,094	▲ 215	396	679	▲ 283	273	506	▲ 233
賃借料	3,160	2,794	366	11,027	6,797	4,229	6,983	30,869	▲ 23,886	2,087	1,647	440	4,668	2,360	2,308	3,872	2,184	1,689	490	851	▲ 361
委託費	34,530	19,366	15,164	31,990	32,833	▲ 843	70,347	137,920	▲ 67,573	19,301	7,185	12,116	29,930	17,488	12,442	24,848	24,852	4 4	2,440	3,257	▲ 816
損害保険料	345	609	▲ 264	748	842	▲ 94	3	1,906	▲ 1,903	380	449	▲ 70	493	481	12	453	850	▲ 397	6	25	▲ 19
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	6	-	6	13	-	13	-	-	-	6	-	6	6	-	6	6	-	6	-	-	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	6,806	6,520	286	10,663	10,709	▲ 46	-	56,740	▲ 56,740	5,676	-	5,676	5,175	-	5,175	7,755	6,520	1,235	-	-	-
普及開発関係費	446	377	68	2,575	761	1,814	1,611	1,897	▲ 286	562	6,485	▲ 5,923	111	6,287	▲ 6,176	619	381	238	52	897	▲ 845
養成費	472	483	▲ 12	962	540	422	204	1,840	▲ 1,636	389	556	▲ 168	532	890	▲ 358	520	725	▲ 205	36	119	▲ 83
研究費	1,570	1,311	259	3,419	2,974	445	1,644	10,703	▲ 9,059	1,191	1,334	▲ 143	2,617	3,770	▲ 1,153	2,452	2,220	232	39	143	▲ 104
諸費	9,198	4,743	4,455	19,424	7,303	12,121	17,761	11,864	5,897	5,362	2,575	2,787	15,970	14,780	1,190	7,062	4,072	2,990	527	2,411	▲ 1,885
(内数)寄付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	▲ 63	-	342	▲ 342	-	-	-	-	262	▲ 262
(内数)団体費	416	252	165	516	273	244	353	477	▲ 124	346	354	▲ 8	417	423	▲ 6	283	307	▲ 24	4	95	▲ 90
貸倒損 ※前回は「電気料貸倒損」	606	630	▲ 24	857	644	213	4,949	2,392	2,557	147	162	▲ 14	363	474	▲ 111	206	213	▲ 7	71	88	▲ 17
共有設備費等分担額	228	236	▲ 8	413	357	56	-	1,870	▲ 1,870	150	47	103	234	181	53	279	288	▲ 9	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	▲ 14	▲ 15	1	▲ 17	▲ 44	27	-	▲ 15	15	4 4	-	▲ 4	▲ 30	▲ 39	9	▲ 245	▲ 191	▲ 54	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	▲ 50	▲ 135	85	▲ 295	▲ 294	▲ 1	▲ 45	▲ 353	308	▲ 173	▲ 3	▲ 170	▲ 398	▲ 98	▲ 300	▲ 15	▲ 19	4	▲ 11	▲ 60	49
附帯事業営業費用分担関連費振替額	▲ 24	▲ 3	▲ 22	▲ 98	▲ 31	▲ 68	▲ 469	▲ 513	44	▲ 12	▲ 2	▲ 9	▲ 250	▲ 117	▲ 133	▲ 110	▲ 117	7	▲ 36	▲ 5	▲ 31
原子力廃止関連仮勘定償却費	-	-	-	2,441	-	2,441	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,333	-	4,333	-	-	-
電力費振替勘定(貸方)	▲ 26	▲ 28	2	▲ 120	▲ 143	22	-	▲ 108	108	-	-	-	▲ 2,225	▲ 289	▲ 1,936	▲ 287	▲ 176	▲ 112	▲ 1	▲ 21	19
社債発行費	373	116	258	447	187	260	8	-	8	352	100	252	529	119	410	231	47	184	14	▲ 11	25
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	▲ 38
その他	-	-	-	-	272	▲ 272	-	-	-	-	78	▲ 78	-	99	▲ 99	-	33	▲ 33	-	-	-
合計	67,565	47,696	19,869	102,573	79,076	23,497	103,977	287,651	▲ 183,674	46,546	28,995	17,551	74,535	59,034	15,501	60,601	50,269	10,333	6,672	10,222	▲ 3,550
営業費合計に占めるその他経費の割合	9.0%	9.0%	-	4.2%	6.5%	-	1.5%	6.7%	-	6.0%	9.1%	-	5.7%	8.4%	-	9.2%	14.4%	-	3.7%	11.0%	-

^{※「}申請」は、原価算定期間(2023~25年度)の3カ年平均値。「前回」には、送配電部門の原価は含まない。

[※]単位未満は四捨五入。差引、合計は一致しない場合がある。黄色ハイライトは、差引+10億円以上のもの。

【6-10. その他経費】

- 1その他経費の概要
- ②廃棄物処理費
- 3消耗品費
- 4補償費
- 5 賃借料
- 6委託費
- 7損害保険料
- 8原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- 9原賠·廃炉等支援機構一般負担金
- 10普及開発関係費
- 11養成費
- 12研究費
- 13 諸費
- 14貸倒損
- 15共有設備費等分担額、同(貸方)
- 16建設分担関連費振替額(貸方)
- 17 附带事業営業費用分担関連費振替額(貸方)
- 18原子力廃止関連仮勘定償却費
- 19電力費振替勘定(貸方)
- 20社債発行費
- ②1審査における論点
- ②審査の結果

各事業者の申請概要 (廃棄物処理費)

- 廃棄物処理費は、火力発電や原子力発電などから発生する廃棄物の処理に係る費用が計上されている(東京は計上無し)。
- 沖縄電力の申請原価は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位:百万円、単位未満四捨五入)

	北海道電力					東北	電力		北陸電力			
	申請原価 (A)	直近実績【参考】	現行原価 (B)	増減 (A∕B)	申請原価 (A)	直近実績【参考】	現行原価 (B)	増減 (A∕B)	申請原価 (A)	直近実績【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
火力廃棄物処理費	7,282	6,498	6,713	108.5%	12,635	10,766	8,954	141.1%	6,325	8,224	4,696	134.7%
原子力廃棄物処理費	516	409	548	94.2%	2,329	1,787	2,948	79.0%	1,447	1,389	1,697	85.2%
合計	7,798	6,907	7,261	107.4%	14,964	12,553	11,901	125.7%	7,771	9,612	6,393	121.6%

	中国電力					四国	電力		沖縄電力			
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)
火力廃棄物処理費	10,854	8,402	8,279	131.1%	4,310	4,373	4,061	106.1%	2,422	1,550	1,537	157.6%
原子力廃棄物処理費	2,869	1,910	1,423	201.6%	2,057	1,675	1,894	108.6%	1	1	1	_
合計	13,722	10,312	9,702	141.4%	6,367	6,048	5,955	106.9%	2,422	1,550	1,537	157.6%

※現行原価:北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価を除く。

※直近実績:2021年度実績値。

関係法令における規定(廃棄物処理費)

● 廃棄物処理費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領(料金審査要領)

第2節 営業費

5. <u>一般経費(委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等)</u>については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の 内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定 を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例 の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を 原価に反映させる。

【6-10. その他経費】

- 1その他経費の概要
- 2廃棄物処理費
- ③消耗品費
- 4補償費
- 5 賃借料
- 6委託費
- 7損害保険料
- 8原子力損害賠償資金補助法一般負担金
- 9原賠·廃炉等支援機構一般負担金
- 10普及開発関係費
- ⑴養成費
- 12研究費
- 13 諸費
- 14貸倒損
- 15共有設備費等分担額、同(貸方)
- 16建設分担関連費振替額(貸方)
- 17 附带事業営業費用分担関連費振替額(貸方)
- 18原子力廃止関連仮勘定償却費
- 19電力費振替勘定(貸方)
- 20社債発行費
- ②1審査における論点
- ②審査の結果

各事業者の申請概要① (消耗品費)

- 消耗品費は、機械装置の潤滑油の費用、事務用品費、水道光熱費、給水処理のための薬品 (苛性ソーダ・アンモニア等)やイオン交換樹脂等が計上されている。
- 北陸電力の申請原価は、現行原価と比較して、伸びが大きい。

(単位:百万円、単位未満四捨五入)

	北海道電力					東北	電力		東京電力EP				
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A/B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A∕B)	
潤滑油脂費	39	39	44	88.6%	273	146	168	162.5%	ı	ı	230		
雑消耗品費	1,032	959	1,684	61.3%	2,384	2,023	2,513	94.9%	972	902	12,561	7.7%	
被服費	16	9	24	66.7%	32	11	108	29.6%	I	ı	321	_	
図書費	41	40	37	110.8%	100	95	62	161.3%	17	14	221	7.7%	
什器工具費	140	129	293	47.8%	163	312	569	28.6%	97	70	-	-	
事務用品費	163	153	353	46.2%	342	314	525	65.1%	1	1	ı	-	
諸車等燃料費	31	34	138	22.5%	227	47	51	445.1%	12	6	950	1.3%	
水道光熱費	79	84	80	98.8%	506	431	237	213.5%	203	105	1,257	16.1%	
その他	562	509	758	74.1%	1,014	815	959	105.7%	643	707	9,812	6.6%	
合計	1,071	998	1,728	62.0%	2,657	2,169	2,681	99.1%	972	902	12,791	7.6%	

出典:事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「直近実績」: 2021年度実績値。

^{※「}現行原価」: 北海道・東北は2013年料金改定時、東京は2012年料金改定時のもの。託送原価を除く。

各事業者の申請概要② (消耗品費)

(単位:百万円、単位未満四捨五入)

		北陸	電力		中国電力						
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A∕B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A∕B)			
潤滑油脂費	100	104	69	144.9%	39	30	92	42.4%			
雑消耗品費	2,504	1,545	1,079	232.1%	2,169	2,292	1,761	123.2%			
被服費	12	12	12	100.0%	6	7	13	46.2%			
図書費	51	55	52	98.1%	25	71	78	32.1%			
什器工具費	497	162	68	730.9%	98	128	239	41.0%			
事務用品費	905	438	415	218.1%	1,033	1,091	546	189.2%			
諸車等燃料費	19	20	26	73.1%	30	32	56	53.6%			
水道光熱費	569	567	506	112.5%	199	218	173	115.0%			
その他	451	292	ı	_	779	746	657	118.6%			
合計	2,604	1,649	1,148	226.8%	2,208	2,322	1,852	119.2%			

出典:事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」: 北陸・中国は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」: 2021年度実績値。

各事業者の申請概要③ (消耗品費)

(単位:百万円、単位未満四捨五入)

		四国	電力		沖縄電力						
	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A∕B)	申請原価 (A)	直近実績 【参考】	現行原価 (B)	増減 (A∕B)			
潤滑油脂費	61	43	64	95.3%	77	68	48	160.4%			
雑消耗品費	1,798	1,627	1,688	106.5%	275	209	399	68.9%			
被服費	18	29	40	45.0%	2	1	9	22.2%			
図書費	20	80	27	74.1%	9	9	19	47.4%			
什器工具費	64	54	31	206.5%	19	28	60	31.7%			
事務用品費	210	177	312	67.3%	9	5	23	39.1%			
諸車等燃料費	266	430	156	170.5%	3	3	17	17.6%			
水道光熱費	110	110	75	146.7%	136	63	101	134.7%			
その他	1,109	746	1,046	106.0%	96	99	169	56.8%			
合計	1,859	1,670	1,752	111.3%	351	276	447	78.5%			

出典:事業者からの聞き取りにより、事務局で作成。

※「現行原価」:四国は2013年料金改定時、沖縄は2008年料金改定時のもの。託送原価除く。

※「直近実績」: 2021年度実績値。

関係法令における規定(消耗品費)

消耗品費については、料金審査要領で、原価への算入の考え方が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領(料金審査要領)

第2節 営業費

5. <u>一般経費(委託費、消耗品費、普及開発関係費、研究費等)</u>については、透明性を高める観点から、その他一括計上する項目を少なくし、費用の 内容が特定できるものは可能な限り個別査定を行う項目として件名化し、その算定内容を明らかにする。個別査定に当たっては、入札等を経たものは査定 を行うことなくそのまま原価として認めるが、入札等を行わないものは、例えば、技術革新の見込まれる案件はトップランナー基準や、申請事業者の類似事例 の入札実績及び過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。個別査定を行わない項目については、比較査定を実施することにより、経営効率化を 原価に反映させる。